

飲食店の遵守事項

利用者の遵守事項

レストラン・居酒屋等

- 業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努める
- 利用者間の距離の確保等
 - ・座席は、真正面の配置を避け、座席間隔を1m以上確保又はテーブル上にアクリル板を設置し区切る
 - ・テーブル間やカウンターは1m以上の間隔をあけるか、アクリル等で区切る
- 30分に1回、5分程度2方向の窓を全開等で十分な換気を確保する
- 利用者への呼びかけ等
 - ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す
 - ・入店時に検温・手指消毒を促す
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるように促す
 - ・飲食の時間は、長時間とならないよう促す
 - ・座席・テーブルを移動する場合は、人との距離を確保するよう促す
- カラオケ設備の利用店
 - ・マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行う。カラオケボックス等は、各部屋に消毒設備を設置
 - ・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、特に換気や人との距離の確保を徹底する

- 予約時
 - ・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する
- 利用時
 - ・利用する飲食店の感染防止対策を守り、協力する
 - ・飲食時以外はマスクを着用する
 - ・入店時に検温・手指消毒を行う
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える
 - ・飲食の時間は、長時間を避ける
 - ・座席・テーブルを移動する場合は、人との距離を確保する
- カラオケ設備の利用
 - ・歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保する
 - ・マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行う
 - ・座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避ける

宴会会場

- 業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努める
- 利用者間の距離の確保等
 - ・着席形式で行う場合は、座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を1m以上確保又はテーブル上にアクリル板等を設置し区切る
 - ・立食形式で行う場合は、会場の広さや参加者数等を踏まえ、人との距離(最低1m)を確保する
 - ・テーブル間は1m以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る
 - ・挨拶者(ステージ)と参加者間との距離は2m以上確保する。又はアクリル板等を設置し区切る
- 換気の徹底
 - ・換気用機械や扉の開放等により場内換気を行う
- 利用者への呼びかけ等
 - ・主催者に対し、参加者を把握できるよう事前登録制などを促す
 - ・飲食時以外はマスクを着用するよう、場内アナウンス等により促す
 - ・入店時に検温・手指消毒を促す
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるよう促す
 - ・飲食の時間は、長時間とならないよう促す
 - ・座席・テーブルを移動する場合は、人との距離を確保するよう促す
 - ・立食形式の場合は、人との距離を確保したコミュニケーションを行うことや、会話の際はマスクを着用するよう促す

- 予約時
 - ・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する
 - ・着席形式で行う場合は、参加見込み数をもとに人との距離(着席時1m以上)が確保できる広さの会場を選定する。
 - ・立食形式で行う場合は、会場の広さや参加者数等を踏まえ、人との距離(最低1m)を確保できることを確認する
- 利用時
 - ・利用する宴会場の感染防止対策を守り、協力する
 - ・飲食時以外はマスクを着用する
 - ・入店時に検温・手指消毒を行う
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える
 - ・飲食の時間は、長時間を避ける
 - ・座席・テーブルを移動する場合は、人との距離を確保する
 - ・立食形式の場合は、人との距離を確保し、会話の際はマスクを着用する

催物の開催制限等について

1 催物の開催制限等の要請

催物（イベント・集会等）の開催制限等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、10月6日（木曜日）以降、イベント主催者及び施設管理者に以下のとおり要請する。

2 イベントの開催制限の目安等

イベント主催者及び施設管理者はイベントを開催する場合、別紙1「イベント開催等における必要な感染防止策」及び別紙5「感染状況に応じたイベント開催制限等について」に留意すること。なお、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 別紙2「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合

- ・人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%（大声なし）とすることを基本とする。
- ・なお、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

※「感染防止安全計画」は、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること。提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から県に連絡・相談すること。

※一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可能とする。

② それ以外の場合

- ・人数上限5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とすることを基本とする。
- ・なお、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。（入場見込5,000人超で、大声なしの人数が大声ありを超える場合は、①により、県の確認を受けること。）
- ・この場合、別紙3「感染防止策チェックリスト」をイベント主催者等が作

成・HP等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

観客間の大声・長時間の会話

スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

3 留意事項

ア 感染拡大防止に必要な取組の継続等

- ・ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- ・ なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（最低1m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ・ イベント開催後、「感染防止安全計画」を策定した主催者は、別紙4「イベント結果報告フォーム」を1か月以内に県に提出すること。

※一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可能とする。ただし、問題発生時の結果報告については速やかに提出すること。

4 感染防止策の不徹底などの問題が確認されたイベント主催者等への対応等

感染防止策の不徹底が確認された場合や速やかな結果報告資料の提出がなされなかった場合は、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限を50%とする。

【添付資料】

- 別紙1 「イベント開催等における必要な感染防止策」
- 別紙2 「感染防止安全計画」
- 別紙3 「感染防止策チェックリスト」
- 別紙4 「イベント結果報告フォーム」
- 別紙5 「感染状況に応じたイベント開催制限等について」

基本的な感染防止策

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

- 適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用の周知・徹底
 - ※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
- イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
 - ※大声を伴わない場合は、人と人とが触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保(座席間は1席(座席がない場合は最低1m)空ける)
 - ※大声を「観客等が、②通常よりも大きな声量で、①反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。

「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、

- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

②エアロゾル感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
 - ※必要な換気量(一人当たり換気量30m³/時を目安)を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安(二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的)
 - ※機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け
 - ※機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%
 - ※屋外開催は除く
- 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③接触感染対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)の消毒の実施
- イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

(2) その他感染対策

④飲食時の感染対策

- 上記(1)感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策(食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等)の徹底の周知

⑤イベント前の感染対策

- 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥感染拡大対策

- イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦出演者やスタッフの感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記(1)感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

感染防止安全計画

1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限) いずれかを選択	大声なしで開催	
	<input type="checkbox"/> ①収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> ②収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催	
	<input type="checkbox"/> ③収容定員あり 大声なしのエリア：100% 大声ありのエリア：50%	<input type="checkbox"/> ④収容定員なし 大声なしのエリア： 人と人が触れ合わない程度の間隔 大声ありのエリア： 十分な人と人との間隔 (最低 1m)
収容定員	〇〇,〇〇〇人 (注)	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人 (注)	
対象者全員 検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和	
その他 特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

(注) 収容率 (上限) において、③を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

2. 具体的な対策

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

<チェック項目>

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

（「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、）

- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施
 - マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）
 - 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整
 - 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底
- 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導
- 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導

（「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、）

- チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底
 - イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底
 - 座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売
- 主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別注意や退場の徹底

(記載欄)

- (1) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑥感染拡大防止策

<チェック項目>

- イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- 感染者が発生した旨の参加者への迅速な周知
- 各地域の通知サービス (Bluetooth や QR コードを用いたもの等) 等による来場者情報の把握・管理手法の確立 (アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討)
- チケット購入時の参加者の連絡先把握

(記載欄)

- (1) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. 対象者全員検査の実施に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日付け事務連絡）等を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

※本県は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、**対象者全員検査の場合のみ適用**いたします。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）
（氏名）

主な助言内容：

感染防止策チェックリスト

別紙 3

【第3版（令和4年9月版）】

開催概要

イベント名

(開催案内等の URL があれば記載)

出演者・
チーム等

(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
(複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。)

開催会場

会場所在地

主催者

主催者所在地

主催者連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

- -

収容率
(上限)

いずれかを
選択

大声なしで開催

①収容定員あり
100%

②収容定員なし

人と人が触れ合わない程度の間隔

大声ありで開催

③収容定員あり
50%

④収容定員なし

十分な人と人との距離 (最低 1 m)

「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催

⑤収容定員あり

大声なしのエリア : 100%
大声ありのエリア : 50%

⑥収容定員なし

大声なしのエリア :
人と人が触れ合わない程度の間隔
大声ありのエリア :
十分な人と人との距離 (最低 1 m)

収容定員

〇〇,〇〇〇人 (注)

—

参加人数

〇〇,〇〇〇人 (注)

その他
特記事項

(大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。)

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

(注) 収容率(上限)において、⑤を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

感染防止策チェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

基本的な 感染防止

1. イベント参加者の感染対策 (1) 感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染 対策

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。
「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、
- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

②エアロゾ ル感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③接触感染 対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

感染防止策チェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

基本的な 感染防止

1. イベント参加者の感染対策 (2) その他の感染対策

④ 飲食時の 感染対策

- 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、
飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲
食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の
周知

⑤ イベント 前の感染対 策

- 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼
びかけ

⑥ 感染拡大 対策

- イベントで感染者が発生した際の参加者への注意
喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦ 出演者や スタッフの 感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等にお
ける前項（1）感染経路に応じた感染対策に加
え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者
やスタッフから参加者に感染させないための対
策の実施

イベント結果報告フォーム

別紙4

○イベントの情報（公表する場合、*については適宜）

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県） *	
主催者所在地（市区町村） *	
主催者所在地（番地等） *	
開催会場（名前）	
都道府県	
都道府県コード	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因 ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物 前後の共通行動が原因と考えられる場合は、 その旨ご記載ください	

不使用欄（LOOP便宜のため白字入力済）

○**感染防止策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限（注2）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率（注2）	100%（注3）（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%（注4）
重点措置 区域	人数上限（注2）	収容定員まで	5,000人
	収容率（注2）	100%（注3）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	人数上限（注2）	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注5）	5,000人
	収容率（注2）	100%（注3）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地は、県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超のイベントに適用）

（注2）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

（注3）安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注4）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）

（注5）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする